

令和7年度

第10回 佐々町農業委員会総会議事録

令和8年1月26日（月）

佐々町農業委員会

令和8年1月 第10回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和8年1月26日（月）午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階委員会室

3. 開 会 令和8年1月26日（月）午後1時30分

4. 出席委員（17名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子 君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	辻 正人 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君		

5. 欠席委員（1名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
推進委員	玉置 義則 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農業委員会会長・事務局長会議・研修会（後期）について

(4) 審議事項

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

議案第31号 非農地通知申出書（小浦免）について

議案第32号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

(4) 協議事項

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について（5件）

(5) その他

① 2月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第10回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、實持会長から御挨拶をお願い致します。

会長（實持 雅祥君） 皆さん、こんにちは。1月26日になりましたが、令和8年、1回目の定例会ということで、改めて新年明けましておめでとうございます。どうぞ今年もよろしくお願い致します。今年はあと半年も経ちますと、改選の時期に入ってくるわけですが、皆さまにおかれましては、いろいろとお考え等あるかと思いますが、できる限り、皆さんに続けていってほしいと思いますが、なかなか仕事上、任期上、健康上あり、難しい方は事務局と相談していただき、認定農業者の数とか、女性員の数とかいろいろありますので、そこら辺で人選を調整していただきたいと思います。その件も含めて、先先週、町長、議長との新年会を予定しておりましたが、11日の出初式の時に町長が発熱され、体調不良ということがありましたので、事務局と相談しまして、ちょっと見遅らせていただきました。また再度、町長の日程を議会事務局と調整しつつ、来月になるかと思いますが、開催したいと思いますので、皆さまご多忙とは思いますが、ご参加の方、よろしくお願い致します。今回も議事が上程されていますので、議事をスムーズに進行しますよう、ご協力をよろしくお願い致します。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は13名です。最適化推進委員は4名です。玉置委員から欠席届の提出がっております。委員は定則数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を實持会長をお願い致します。

会長（實持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、4番、井手委員、5番、築城委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

それでは、日程3、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の1ページの方からお願い致します。報告第

1号、農地法第18条第6項の規定による通知書についてです。基盤強化法の解約の分になります。1つ目が、賃貸人の方が、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人が、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在が、沖田免字波恵崎〇〇〇〇、地目が田、面積が2350㎡となります。4ページの航空写真の方をお願い致します。〇〇〇〇や佐々の高速道路の入口付近の農地になりまして、赤枠で三角のところが対象農地となります。2件目になるんですけど、5ページの方をお願い致します。賃貸人が、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さん、賃借人が、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在が、沖田字矩ノ手〇〇〇〇、地目が田、面積が2414㎡となります。次に8ページの航空写真の方をお願い致します。〇〇〇〇の横の農地になりまして、赤枠で囲んでいるところが今回の対象の農地となります。報告第1号については以上になります。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問はありませんでしょうか。ないようですので、次に進みます。

報告第2号。農業委員会会長・事務局長会議研修会後期について、事務局から説明をお願い致します。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。別冊、今日配布させていただいています報告第2号の紙を手元をお願いします。令和7年度農業委員会会長・事務局長会議研修会後期の分でございます。これが年3回ありまして、今年度最後の後期の分に会長と私が参加をさせていただきました。資料の方につきましては、事務局の方で保管しておりますので、確認したいということでありましたら、事務局の方までよろしくお願いします。主に3番の（2）の、令和7年度重点活動の進捗状況等についてというところが裏面のところでございます。これが各県内の市町村の目標設定地に対しての令和7年12月末の状況ということで整理されたものでございます。佐々町のところを見ていただくと、農地の集積というところで、ここで言うと、2番目のところの集積の目標地が20haというところで、12月末現在で14.8haでございます。ここが今月の契約の部分20haの目標地を越していく形でございます。続きまして荒廃農地の解消というところは、本町は目標地の設定がされていない部分です。適正な非農地処理という次のところが2.8haに対して、今後2月、3月にかけて非農地の判断をさせていただく部分で、この数値はクリアされているものと考えております。農業者年金の新規加入が目標1に対して、今現時点ではゼロです。全国農業新聞が去年28だったんですけど、今年目標地がちょっと36って多くされている状況で、なかなかこの数値はクリアするのは難しいかなと考えております。現時点で27件の契約です。あと、長崎県の農業委員会が、県内の農業委

員さん推進委員さんは全員公読しましょうというところの部分は、全市町達成されている状況でございます。また、表の方に戻っていただいて、(4)のところの地域計画のブラッシュアップについてというところなのですが、この会長・事務局長会議の次の日、1月21日水曜日に志方地区、1月22日に野寄地区の方で、今回の農地の集積・貸し借りの関係の部分も伴ってくるんですけど、〇〇〇〇さんが町内に圃場の契約をされることに伴う分で、地元の農業者の方、地主の方、農業委員さん、推進さんとかも、一緒に同席のもと話し合いの場をしたものが、結果、このブラッシュアップに該当するのではないかとということで、農業委員会の実績として、県の方には今年度の実績として、2件の部分は報告をさせていただきたいと考えております。事務局からの説明につきましては以上で終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。私の方からは一つ。事例発表で、南島原市の事務局さんが事例を発表されたんですけども、こちらに新規参入支援とありますけども、南島原市は民泊とツーリズムというのを盛んにやっていらっしやいまして、収穫体験はどこでもどの産地でもあるような感じなので、収穫までに至る経緯、農家さんが何をし、どういう作業をして収穫までに至っているか、その過程をその都度その都度体験してもらおうということで募集をされていまして、首都圏はじめ福岡からですね、ご応募があつて活発に活動されているなど、そういう依頼が多くて、すごい盛んに賑わいましたということがありました。また農地なんでも相談会なんですけども、佐々で言えば今地域計画が5地区に分かれていますけども、その集会場の辺で農業委員さんが1日ちょっと半日交代でいてですね、地元の方に応募というか公募して来てもらって、どんな些細なことでもいいので農業に関する相談を受けますということで、広報紙とホームページに記載されて開催をされました。11月でしたかね、2回か3回ほどされまして、南島原市ではその十数名の方が来られて、農地の相続とか農業をしたいとか、何でも農地に関心があるというか疑問に思われることを一般の方、農地持ちの方が来られてそういうことをされました。でも1日でもゼロという日はなかったので、すごい良かったということ言われまして、これを回数重ねていって、皆さんに周知していって、どんどんやっていきたいということ言われまして、佐々でもそういうことができたらいいなと私は思いました。農繁期は皆さん忙しいですので、農繁期以外の時にでも試しにやってみるのもありかなと思いました。またそれは事務局と相談しながら、皆さんと相談しながら計画してやっていきたいと思いますので、その時にはどうぞよろしくお願い致します。以上です。

この件に関しまして何かご質問はありますでしょうか。なければ次に入ります。日程

4、審議事項に入ります。議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の9ページの方をお願いします。議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請書についてです。土地の所在地につきましては、佐々町八口免字川添前〇〇〇〇と〇〇〇〇。登記地目、現況地目がそれぞれ田、登記面積が1062㎡と259㎡の2筆で、合計1321㎡です。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請理由につきましては、売買となります。場所につきましては、21ページの方に航空写真を載せていますので、そちらをお願い致します。佐々町から吉井方面に向かう道があるんですけど、その横に〇〇〇〇方面に曲がる手前のところにありまして、今回赤枠で囲んでいるところが、今回の対象の農地となります。説明は以上になります。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。ないようですので、それでは採決を行います。議案第29号について承認することに賛成の方は、挙手をお願い致します。挙手多数ですので、承認することと致します。次に、議案第30号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。23ページの方をお願い致します。議案第30号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、知事処分分となります。こちらが、以前8月に提出されたものになっておりまして、この参考のところに、8月に載せた分を載せております。土地の所在地につきましては、佐々町野寄免字上木場〇〇〇〇。登記地目が田、現況地目が休耕地。面積が666㎡。今回、譲受人の変更となっております。以前譲受人の方が、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんお一人だったものが、夫婦の共有となりまして、奥さんの〇〇〇〇のお二人での申請となります。譲渡人につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。転用目的が、一般住宅を建設とのことです。場所につきましては、27ページの航空写真の方をお願い致します。佐々中学校の脇の〇〇〇〇〇〇に向かう道の途中にありまして、赤枠で囲んでいるところが今回の対象農地となります。28ページの方から、以前の提出された書類等の変更前、変更後ということで載せておりまして、赤線で引いているところが変更の分となります。特に土地造成等の変更はなく、申請人の変更だけの分となります。説明は以上になります。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それではこの件に関しまして、何かご意見ご質問はありませんでしょうか。ないようですので採決を行います。議案第35につ

いて、転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達致します。次に議案第31号、非農地通知申出書、小浦免について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。33ページの方をお願いします。議案第31号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求めるとのこと、対象の農地につきましては、35ページの方からお願い致します。非農地通知申出書の申出人につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。対象の農地が、佐々町小浦免字小丸山〇〇〇〇。地目が畑、面積が402㎡です。場所につきましては、38ページの航空写真の方をお願い致します。今回赤枠で囲んでいるところが対象の農地になるんですけど、〇〇〇〇さんという方の太陽光パネルのところの近くにある分になります。39ページが現況写真になっているんですけど、こちらの奥の緑の木が生い茂っているところが、今回の非農地の対象の農地となります。説明については以上になります。よろしくをお願いします。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。ちょっと補足の説明をさせていただきます。38ページの航空写真をご確認いただきたいんですけど、この農地が申請人の所有地ということなんですけど、実際この場所に入っていくためには、基本的には先ほど担当の方から説明ありました〇〇〇〇さんの土地を通っていかないとこの畑の方に行くことができない状態で、基本的にはもう入れない場所ということで、もう畑としての耕作は全くされておらずに、もう竹林の状態になっているところでございます。もう簡単には入っていけないような土地でした。補足の説明は以上で終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。それでは、地元委員の説明をお願い致します。

9番（松本 隆治君） 9番。この議案につきましてご報告申し上げます。1月16日金曜日午後1時30分より現地にて、行政書士の〇〇〇〇さん、当委員会より作永事務局長、福田事務局書記さん、そして私松本の4名で現地立会いをさせていただきました。資料の38ページと39ページをご覧ください。ここは小浦免の小丸山というところで、口石小学校から言いますと、口石小学校の南側に町道があるんですけども、その町道から県道佐世保鹿町線に向かう途中に、木場川にかかっている赤崎橋、通称メロディー橋とも言いますが、そこから〇〇〇〇へ向かって、上り上がった峠から右手150mほど入ったところにあります。地目は畑となっておりますが、39ページを見ていただきたいのですが、奥の緑色の竹林がこの土地となっております、長年耕作はされておられません。そして、この土地は周りの高さよりも3mから4m低いところにありまして、車

の出入り、また機械の出入りはできないところであります。農作業、耕作するのはかなり難しいところかなと思いました。以上、報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。ないようですので、それでは採決を行います。議案第31号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので承認することと致します。

次に議案第32号、農用地利用集積等促進計画案の承認について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。41ページの方をお願い致します。議案第32号、農用地利用集積等促進計画案の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による促進計画を定めるため、本委員会の承認を求めるとのことで、対象の契約につきましては、本日お配りしている修正版の方をご覧ください。契約が27契約ありまして、横に番号を振っているんですけど、1番から7番の方が基盤強化法からの乗り換えとなっております。8番から27番の部分につきましては、志方と野寄地区の分の〇〇〇〇さんとの契約となります。契約の地目についてなんですけど、全て田、48筆ありまして、合計で76223㎡の契約となっております。説明については以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

11番（池田 晴良君） 11番。この会社、カタカナの会社でちょっと難しい会社名。〇〇〇〇さんですかね。今、76000って言われましたかね。76000ということは7町分。

（私語あり、聞き取り不能）

今年烏帽子のところで作っているって聞いていますけど、この受け手の設計会社さんですけど、農業機械どういうものを持って、人はどういう人を使ってっていうのがあると、何か知らないけど、受け手として認めていくようにはなっていくんでしょうけど、そういうのが分かたらいいかなと、後々私たちがこういう会社に受け手を頼もうとなるかもしれないわけですね、そういうことでこの会社の農業をどうやって経営していくのかって言うのが何か資料としてあれば出していただきたいなと思います。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。現時点でその資料的なものはまだないんですけど、農

業用機械トラクター関係などは耕作面積に対して自社所有で持っているものがないという事で準備をされている状況です。先週21日に役場3階会議室の方で志方の方、こちらの名簿に載っている地主さんあと耕作者の方、農業委員さんと玉置さんにも地元という事でみえてもらったところで、話し合いの場を設定してもらいまして、翌日の22日の木曜日に野寄の集会所の方でまた同様に地主の方、農業委員、推進委員の方を含めたところであと営農組合長等もみえてもらったところで話し合いの場を設定してもらいまして、基本的には〇〇〇〇さん自体はもっと規模拡大の意向もあられるところですけど今年度については元々の目標値10ha作りたいということだったんですが、今6haの状況になっております。結果としましては今回の契約の部分が次年度の作付面積になってこれらと思うんですけど、結果道沿いに見える圃場でもありますので他の方も実際作付け状況とか見られる方もいると思いますので、その会議の場で〇〇〇〇の方に念を押して事務局の方で言ったのはやはり水管理とかもありますし、水路の泥さらいとか多面的機能とか中山間とかの活動とかも団体に所属してもらったうえでしっかり活動する、地元人の農業のやり方というのも志方と野寄とそれぞれ違うところもありますのでそこはしっかり先輩の農業者の方に聞きながら地元で根差したかたちの営農を目指してくださいという事でお願いをしている状況です。そこを踏まえた上で米ができたということであれば、次期規模拡大というところに繋げていけるんじゃないかなという事で事務局としては考えております。まずは今回契約を結ばせてもらう6haをしっかり作ってくださいという事でお願いをしているところでございます。よろしくお願いします。

5番(築城 武美君) 5番。1月22日に野寄集会所で行った時にこの社長さん〇〇〇〇さんがおいでになったんです。その中でお話になったのが農機具の話で〇〇〇〇君が持っているトラクターとコンバイン等について借りたいという話をされてそのまま倉庫の方に行かれて確認をされていまして。契約が成立したかはわかりませんが農機具についてはそういう事でした。それから従業員についてはこの社長と30代の女性、40代の女性ととりあえず3人で就農するという話がございまして、女性等については免許の取得等について積極的に取られてすでに準備OKだという話は聞いております。場合によっては長男さんがおられるそうですが林業の方に携わっている方がおられて、その方は今のところ水稻については関しない状況なんですけど将来的に営農拡大していく中ではそこについても検討課題だという話をされていまして。会社規模についてはそういうお話がありまして条件的にはほとんど農業にシフトしていくという方針を示されて、地域の水管理とか干ばつの時の水あげとか含めて地元の貸し手の方からお話をお聞きになって、すでに水の取り口とか図面で確認をされていまして。結果的には土手払いについて薬物を

使っていいとかそうではなくて焼却していいとかいろいろそういう話もされて地元の地主さんと協議をされておられたので、地域的には負担金の話とかそういう話も出ていましたからその辺は整理もされて今後順応されていくんだろうというふうに思っております。私が参加した感想はそういう事でした。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。よろしいでしょうか。

11番（池田 晴良君） 大丈夫です。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かございませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第32号について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数ですので承認することに致します。以上で日程4、審議事項を終わります。

次に日程5、協議事項に入ります。農業経営改善計画認定に係る意見聴取について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。45ページの方をお願い致します。農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、認定農業者の更新分となります。今回5件ありまして1件目につきましては47ページの方をお願いします。〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが1件目となりまして計画につきましては48ページをお願いします。農業経営改善計画①の（1）営農類型につきましては現状と令和12年度の5年後特に変わらず養鶏となります。その下の（2）農業経営の現状及びその改善に関しましては、年間所得は変わらず年間労働時間につきましては240時間減らすとのことです。下の②の（1）生産につきましては水稻の現状と5年後、作付面積が50a増やし生産量も1250kg増やすとのことです。下のWCSにつきましても80a増やし3600kg増やすとのことです。養鶏のプロイラーにつきましては変わらずです。49ページ（3）農用地及び農業生産施設につきましては農用地の経営面積の合計が130a増やし農業生産施設は変わらないとのことです。下の③生産方式の合理化に関しましては特筆事項はなし、④経営管理の合理化に関しましては現状税理士による記帳を実施しており、目標は現状維持です。⑤農業従事の態様の改善に関しましては現状特に休みを決めておらず目標としましては作業の効率化、省力化を検討し休日の確保を図るとの事です。2件目に関しましては51ページの方をお願いします。〇〇〇〇、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんについてです。52ページの農業経営改善計画①の（1）営農類型につきましては5年後と変わらず肉用牛です。（2）の農業経営の現状及びその改善の分で、年間所得は100万増やし年間労働時間は400時間減らすとのことです。下の②の（1）の生産につきましては水稻が作付面積に関しましては15a減らし生産量につきましても390kg減らすとのことです。畜産部門の肉用牛に関しましては使用頭数は3頭増やし生産量は2頭増やすと

のことです。53ページの農用地農業生産施設につきましてはどちらも変わらず5年後と変わらないとのこと。③の生産方式の合理化に関しましては特筆事項はなし、④の経営管理の合理化に関しましては現状青色申告、目標が現状維持とのこと。⑤の農業従事の態様の改善に関しましては現状が特筆事項なし、目標が経営継承について関係機関へ相談し手続きを進めるとのこと。3件目が55ページ〇〇〇〇の〇〇〇〇さんについてです。56ページの農業経営改善計画の①の(1)営農類型につきましては5年後と変わらず肉用牛です。(2)の年間所得に関しましては100万円増やす、年間労働時間は変わらないとのこと。②の(1)生産につきましては稲作等は変わらず畜産の方が生産量が1頭増やすとのこと。57ページの(3)農用地、農業生産施設につきましては5年後と変わらないとのこと。③の生産方式の合理化に関しましては特筆事項なし、経営管理の合理化に関しましては現状青色申告、目標が申告結果をもとに経営の把握を行う。⑤の農業従事の態様の改善に関しましては現状休みが定期的にとれていない。目標が臨時雇用を活用して週2日の休日を目指すとのこと。4件目につきましては59ページとなります。〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんについてです。60ページの農業経営改善計画の①の(1)の営農類型につきましては5年後と変わらず複合経営です。(2)の年間所得が200万円増やし年間労働時間は200時間減らすとのこと。②の(1)の生産につきましては稲作の水稲が作付面積を520a増やし生産量が36000kg増やす。下のブロッコリーのところが作付面積は変わらず生産量を2500kg増やす、下の二条大麦のところが作付面積は変わらず生産量が3000kg増やす、畜産部門につきましては変わらないとのこと。61ページの農用地農業生産施設につきましては農用地を400a増やし農業生産施設は変わらないとのこと。③の生産方式の合理化に関しましては特筆事項なし、経営管理の合理化に関しましては現状経営分析を行っており目標は現状維持です。⑤の農業従事の態様の改善に関しましては現状第1日曜日を定休日と定めており、目標臨時雇用で農繁期の労働力を確保し、ゆとりある時間を作るとのこと。5件目が63ページです。〇〇〇〇の〇〇〇〇さんについてです。64ページ農業経営改善計画の①の(1)営農類型につきましては5年後と変わらず施設野菜、(2)の年間所得は20万増やし、年間労働時間は240時間減らすとのこと。②の(1)生産につきましては稲作の水稲の作付面積は変わらず生産量を900kg増やすとのこと。65ページ(3)農用地農業生産施設につきましてはどちらも5年後と変わらないとのこと。③の生産方式の合理化に関しましては特筆事項はなし。④の経営管理の合理化に関しましては青色申告、目標が経営分析を行い将来像を明確にする。⑤の農業従事の態様の改善に関し

ましては現状特筆事項なし、目標が労務管理を行い、定期的な雇用を図るとのことです。
説明は以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。それでは何かご意見ご質問はありません
でしょうか。ないようですので異議なしという事で農林水産課へ回答致します。

次に日程6、その他について事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。（6）その他の①の2月の定例会についてです。五
役会が2月18日水曜日13時半から3階農業委員会事務室、総会の方が2月26日木
曜日13時半から3階委員会室としております。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 皆様の方から何かございませんでしょうか。以上で日程がすべて終了致
しました。会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

（ 閉 会 午後 14 時 19 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 齋持 雅祥

会議録署名委員 築城 武美

会議録署名委員 井手 俊博